

# 社会福祉法人むくどり 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むくどり定款第八条および第二十一条の規定に基づき役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは理事及び監事をいう。
- 3 理事は、全員非常勤理事とする。
- 4 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

## (常勤役員等の報酬)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 法人職員を兼務している非常勤理事については、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は年間700万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は年間30万円以内とする。
- 3 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬について、別表1に定める額とする。なお、理事会、評議員会等への出席報酬等は支払わない。
- 4 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - (1) 報酬等別表2に定める額
  - (2) 理事長の命を受けて、法人及び施設の業務を担当する役員であり、かつ週平均1日以上業務にあたる役員は別表3による月額報酬を加算して支払うことができる。交通費については、実費を支払うことができる。
  - (3) 役員等が評議員会・理事会に出席したときは、出席の都度、別表2により出席報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、この出席報酬はこれを支払わないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、毎月25日に支払う(月額報酬の計算期間は前月の16日から当月の15日までを報酬の期間とするものとする。)なお、支給日が土日祝日に当たる場合は職員の給与支給日と同様とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成20年9月25日より適用する

2 この規程は、平成23年3月26日より適用する。

3 この規程は、平成29年6月24日より施行し、平成29年7月1日から適用する。

4 この規程は、平成30年6月2日より施行する。

5 この規程は、令和3年6月17日より施行する。

別表 1

(1) 理事長

役職	役員報酬額
理事長	月額200,000円

別表 2

(1) 評議員

名称	報酬額
評議員会出席報酬	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

理事会等出席報酬	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

役員業務報酬	報酬額
理事会等会議への出席報酬	日額 10,000円
監事監査業務報酬	日額 30,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表 3

非常勤役員 加算月額	月額 50,000円
------------	------------

別表 4

出張旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	10,000円	3,000円	実費